

# 公 示

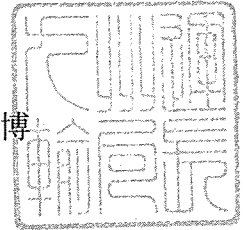
港湾運送事業法施行規則第23条に基づき、下記のとおり港湾運送事業者の聴聞を行います。

当該処分に係る利害関係人で聴聞の申請をしようとするときは、令和5年12月11日（月）までに次の事項を記載した申請書を九州運輸局長あて提出してください。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事案の番号（九運公第100号）
- (3) 聴聞において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名並びに連絡先
- (4) 聴聞における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和5年12月1日

九州運輸局長 吉永 隆博



記

1. 事業者の氏名及び住所  
博光運輸株式会社  
福岡市博多区石城町3番22号
2. 予定される処分内容  
港湾運送事業法第22条に基づく事業の停止処分  
(博多港における港湾荷役事業の全部停止 3日間)
3. 聴聞の期日  
令和5年12月15日（金）13時30分～
4. 聴聞の場所  
福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号  
福岡合同庁舎新館7階 調停室
5. 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地  
福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号  
九州運輸局海事振興部港運課（電話092-472-3157）